

静岡県告示第560号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域に指定するとともに、昭和50年9月2日付け静岡県告示第768号により指定した区域を廃止する。

令和7年8月5日

静岡県知事 鈴木康友

1 沿岸名

静岡県伊豆半島沿岸

2 漁港名

田牛漁港

3 地区海岸名

田牛地区

4 指定区域

基点(イ)(ロ)(ハ)(ニ)補助点(1)(2)(3)を順次結んだ線より囲まれた区域

基点P 静岡県下田市田牛字長谷459番地の9地内の都市部官民境界基本三角点L3-3を基点Pとする。

(北緯34度38分18.84秒、東経138度54分44.90秒)

基点(イ) 基点(P)から 248度31分36秒 34.437メートルの地点

基点(ロ) 基点(イ)から 15度51分45秒 122.269メートルの地点

基点(ハ) 基点(ロ)から 27度06分05秒 153.297メートルの地点

基点(ニ) 基点(ハ)から 41度52分18秒 223.048メートルの地点

補助点(1) 基点(ニ)から 151度35分14秒 151.926メートルの地点

補助点(2) 基点(ハ)から 130度12分08秒 119.401メートルの地点

補助点(3) 基点(イ)から 86度58分50秒 120.020メートルの地点

度数は真方位からによる。

5 海岸線の延長

1,610メートル

6 海岸保全区域の面積

53,337平方メートル